

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	松阪看護専門学校
設置者名	公益社団法人 松阪地区医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
看護専門課程 全日制	看護学科	夜・通信	9単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）、社団法人、財団法人、医療法人、社会福祉法人、株式会社、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	松阪看護専門学校
設置者名	公益社団法人 松阪地区医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>会議に関する規程 運営会議 第2条に定めている。</p> <p>学校の運営の円滑化及び適正化を図るために学校運営会議を設置している。月に1度開催し、連携を図り、学校運営について審議を行い、共通認識できるようしている。</p> <p>学校長、副校长長、教務主任、事務長、松阪地区医師会学校担当理事、学校長が必要と認めた者で構成する。選任は、学校長が行う。</p> <p>複数の外部委員を任命し、様々な意見を反映させることで、更なる学校運営の適正化が図られると期待される。</p> <p>審議事項は、</p> <ol style="list-style-type: none">1. 学校の内規の制定、改廃に関すること2. 学校評価に関すること3. 授業計画に関すること4. 教育方針・教育環境及び教育内容に関すること5. 人事、学生の入学・退学・休学・復学・卒業認定・単位認定に関すること6. その他学校運営管理に関する重要と認める事項 <p>である。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
開業医 院長	2022.6.25～2024.6.26	公益社団法人松阪地区医師会 松阪看護専門学校担当理事
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	松阪看護専門学校
設置者名	公益社団法人 松阪地区医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画については、前年度授業計画及び授業実績を基に次年度授業計画編成にあたっての意見交換及び編成方針を策定し、その編成方針に沿って教員会議で具体的な授業計画を策定している。

シラバスの作成・見直しについては、8月～10月に教員会議で行う。教育理念、教育目的、教育目標を見直し、関連づけながら検討する。また他科目との関連も考え、内容を精選する。

作成時期は1月初旬から2月中旬頃。専任教員・外部講師に次年度シラバスの作成依頼を行い、前年度のシラバスと次年度のシラバスを確認し、記載内容に問題が無いかチェックを行う。記載内容に不備がある場合は、再提出を依頼し、再点検を行い、副校长・教務主任が検閲をした後、製本し、完成する。

公表時期は、4月初旬。新入生、学内専任教員、外部講師に配布し、周知している。

シラバスは下記の内容を記載している。

- ・授業形態（講義、演習、実習の別）
- ・授業内容（授業科目の概要）
- ・学習目標・到達目標
- ・授業準備と復習
- ・成績評価方法・評価割合

作成したシラバスは、新入生オリエンテーション時に学生に配布し、履修についての説明を行っている。各教科目のシラバスの内容については、年度最初の授業冒頭において、担当専任教員・外部講師から授業の流れ、到達内容、学習目標・到達目標、評価方法など具体的な説明を行っている。

授業計画書の公表方法	事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。
------------	----------------------

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

- ・授業科目の評価については、科目ごとに筆記試験・学習態度・レポート等の評価方法を講義概要の「松阪看護専門学校履修規程」に明示している。
- ・実習においては、実習要項に評価基準、実習評価表に評価項目を記載し、実習指導者、実習担当教員で評価を行っている。
- ・入学前において既に単位を修得している科目については、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で、本人の申告により校長が履修認定することができる。認定科目の成績記載は「認」とする。
- ・単位の認定・卒業は、講義概要の「学則」に単位認定基準を掲載している。12月と3月に学校運営会議を開催し、厳格かつ適正に単位・卒業を認定している。
- ・評価基準は、科目ごとの出席時間数が3分の2に達した者が評価を受けることができる。優(80点以上)、良(70点~79点)、可(60点~69点)、不可(60点未満)とし、「可」以上を合格とする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

指標の設定は、各履修科目の点数を100点満点で点数化し、全科目の点数の合計の平均値を算出することとする。学年別に各学生の順位、成績分布状況を把握し、適切に実施している。

【成績分布を示す指標の数値】

0~49点、50点~59点、60点~69点、70点~79点、80点~89点、90点~100点

客観的な指標の 算出方法の公表方法	事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。
----------------------	----------------------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

授業科目の評価については、科目ごとに筆記試験・学習態度・レポート等の評価方法を講義概要の「松阪看護専門学校履修規程」に明示している。

評価基準は、科目ごとの出席時間数が3分の2に達した者が評価を受けることができる。優(80点以上)、良(70点~79点)、可(60点~69点)、不可(60点未満)とし、「可」以上を合格とする。

以上の評価・基準から、本校に3年以上在学し、松阪看護専門学校学則第8条2項別表1に規定された科目(104単位)を修得することを卒業認定方針としている。

例年12月に学校運営会議を開催し、厳格かつ適正に卒業を認定している。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。
----------------------	----------------------

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	松阪看護専門学校
設置者名	公益社団法人 松阪地区医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	設置者である公益社団法人松阪地区医師会ホームページにて開示をしている。 http://med.matsusaka.or.jp/
収支計算書又は損益計算書	設置者である公益社団法人松阪地区医師会ホームページにて開示をしている。 http://med.matsusaka.or.jp/
財産目録	設置者である公益社団法人松阪地区医師会ホームページにて開示をしている。 http://med.matsusaka.or.jp/
事業報告書	設置者である公益社団法人松阪地区医師会ホームページにて開示をしている。 http://med.matsusaka.or.jp/
監事による監査報告（書）	事務室に設置し、希望者は閲覧可能である。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療		看護専門課程	看護学科	○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類		
			講義	演習	実習
3年	昼	3030／104 単位時間／単位	2025 単位 時間／81 単位	1005 単位 時間／23 単位	単位時間 ／単位
		3030 単位時間／104 単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数
120人		128人	0人	11人	91人
		102人			

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

授業計画については、前年度授業計画及び授業実績を基に次年度授業計画編成にあたっての意見交換及び編成方針を策定し、その編成方針に沿って教員会議で具体的な授業計画を策定している。

シラバスの作成・見直しについては、8月～10月に教員会議で行う。教育理念、教育目的、教育目標を見直し、関連づけながら検討する。また他科目との関連も考え、内容を精選する。

作成時期は1月初旬から2月中旬頃。専任教員・外部講師に次年度シラバスの作成依頼を行い、前年度のシラバスと次年度のシラバスを確認し、記載内容に問題が無いかチェック

ックを行う。記載内容に不備がある場合は、再提出を依頼し、再点検を行い、副校长・教務主任が検閲をした後、製本し、完成する。

公表時期は、4月初旬。新入生、学内専任教員、外部講師に配布し、周知している。

シラバスは下記の内容を記載している。

- ・授業形態（講義、演習、実習の別）
- ・授業内容（授業科目の概要）
- ・学習目標・到達目標
- ・授業準備と復習
- ・成績評価方法・評価割合

作成したシラバスは、新入生オリエンテーション時に学生に配布し、履修についての説明を行っている。各教科目のシラバスの内容については、年度最初の授業冒頭において、担当専任教員・外部講師から授業の流れ、到達内容、学習目標・到達目標、評価方法など具体的な説明を行っている。

成績評価の基準・方法

（概要）

- ・授業科目の評価については、科目ごとに筆記試験・学習態度・レポート等の評価方法を講義概要の「松阪看護専門学校履修規程」に明示している。
- ・実習においては、実習要項に評価基準、実習評価表に評価項目を記載し、実習指導者、実習担当教員で評価を行っている。
- ・入学前において既に単位を修得している科目については、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で、本人の申告により校長が履修認定することができる。認定科目の成績記載は「認」とする。
- ・単位の認定・卒業は、講義概要の「学則」に単位認定基準を掲載している。12月と3月に学校運営会議を開催し、厳格かつ適正に単位・卒業を認定している。
- ・評価基準は、科目ごとの出席時間数が3分の2に達した者が評価を受けることができる。優（80点以上）、良（70点～79点）、可（60～69点）、不可（60点未満）とし、「可」以上を合格とする。

卒業・進級の認定基準

（概要）

授業科目の評価については、科目ごとに筆記試験・学習態度・レポート等の評価方法を講義概要の「松阪看護専門学校履修規程」に明示している。

評価基準は、科目ごとの出席時間数が3分の2に達した者が評価を受けることができる。優（80点以上）、良（70点～79点）、可（60～69点）、不可（60点未満）とし、「可」以上を合格とする。

以上の評価・基準から、本校に3年以上在学し、松阪看護専門学校学則第8条2項別表1に規定された科目（104単位）を修得することを卒業認定方針としている。

例年12月に学校運営会議を開催し、厳格かつ適正に卒業を認定している。

学修支援等

（概要）

- ・個別面接を行い、学習方法の助言を行う。
- ・看護師国家試験合格への意欲を継続させるため、模擬試験を実施し、学習方法を指導する。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
36人 (100%)	0人 (0%)	35人 (97.2%)	1人 (2.8%)
(主な就職、業界等) 看護師 松阪市民病院、恩賜財団済生会松阪総合病院、厚生連松阪中央総合病院 三重県済生会明和病院			
(就職指導内容)			
1. 学生指導 本校では、学生の希望に応じた進路相談を、クラス担当教員、就職担当教員で行い、サポートしている。医師会立看護学校であるため、地域に貢献できる看護師の育成を目標としており、医師会管内医療機関への就職を推奨している。また、卒業生の就職病院、実習病院からの就職説明会やインタージップの案内は掲示板に貼付し、学生に情報を得る機会を周知している。3年生になると5月より就職試験が始まるため、履歴書の書き方・社会人としてのマナーなどの指導を行っている。			
2. 求人票の提示 図書室に病院からの求人票などを掲示、ファイリングコーナーを設けている。			
3. 国家試験対策 1年次より計画的に国家試験対策を行い、担当教員による模擬試験結果の個別指導を行う。またサポート制により個別に学生への学修・精神的な支援を行っている。3年生は、臨地実習が終了した10月より国家試験合格に向けた集中講義や模擬試験を実施し、全力でサポートを行う。			
4. 卒業生と語る会 国家試験が終了してから卒業式までの間に、3年生が卒業後前向きに取り組めることを目的に、就職する病院の前年度の卒業生から就職1年目の様子を話してもらう。			
5. 同窓会活動 同窓会では4年に1回総会が開かれ、同窓生の親睦を深めていく体制が整っている。 講演会を実施し、地域で働く同窓生が参加できる活動を行っている。学校のホームページには、同窓会の状況がわかるようになっている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
124人	2人	1.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更		

(中退防止・中退者支援のための取組)

- ・精神的ケアを充実させるため、入学時よりサポーター制を取り入れ個別面談、個別指導を行う。
- ・看護師国家試験合格への意欲を継続させるため、学習方法を指導する。
- ・カウンセラーによるカウンセリングを希望者に実施する。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護	200,000 円	480,000 円	320,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	

修学支援 (任意記載事項)

給付型奨学生採用候補者への取り組み

【入学金】

入学手続き時全額納付とするが、日本学生支援機構の採用が決定し、奨学生証が届いた後、支援区分に基づいた免除額又は減免額を学生へ返金する

【授業料】

① 奨学生採用候補者及び在学採用者
前期（4月）授業料の納付は、学生支援機構の採用が決定するまで猶予し、奨学生証が届いた後、支援区分に基づいた額を納付する

② 在校生継続 支給区分に基づいた額を4月中に納付する

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページで公表している。 http://www.matsusakakango.jp/	学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 教員による自己点検・自己評価（「教育理念・教育目的・目標」「教育課程」「教授・学習・評価課程」「経営・管理課程」「入学」「卒業・就業・進学」「地域社会・国際交流」「研究」）結果について分析を行い、学校関係者評議会より評価を受ける。学校関係者評議会の実施にあたり、次の区分から校長が委員を選任する。 ① 実習病院管理者、② 実習病院看護管理者、③ 地域行政関係者、④ 卒業生、 ⑤ 保護者、⑥ 教育に知見を有する者、⑦ その他校長が必要と認める者 学校関係者評議会における評価結果は、報告書としてまとめ、学校運営会議で報告後、ホームページにて公表を行う。 学校はこれを自己評価の改善方策の検討に活用し、次年度の目標の設定や学校運営の改善を図る。
---	---

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
実習病院院長	2024. 4. 1～2026. 3. 31	実習病院管理者
実習病院看護部長	2024. 4. 1～2026. 3. 31	実習病院看護管理者
地域行政関係者	2024. 4. 1～2026. 3. 31	地域行政関係者
同窓会役員	2024. 4. 1～2026. 3. 31	卒業生
在学生保護者	2024. 4. 1～2026. 3. 31	保護者
看護専門学校副校长	2024. 4. 1～2026. 3. 31	教育に知見を有する者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページで公表している。 http://www.matsusakakango.jp/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
<http://www.matsusakakango.jp/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H124320485019
学校名（○○大学等）	松阪看護専門学校
設置者名（学校法人○○学園等）	公益社団法人松阪地区医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		14人	14人	14人
内訳	第Ⅰ区分	「一」人	「一」人	
	第Ⅱ区分	「一」人	「一」人	
	第Ⅲ区分	「一」人	「一」人	
	第Ⅳ区分	「一」人	「一」人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				14人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)		0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当		0人	人	人
計		0人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	人	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)		0人	人	人
G P A等が下位4分の1		0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	人	人
計		0人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。